

鎌倉市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果報告を公表します。

平成29年3月27日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎
同 長嶋 竜弘

平成28年度行政監査 監査結果報告書

政務活動費について

平成29年3月
鎌倉市監査委員

平成 28 年度行政監査 監査結果報告書目次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査のテーマ	1
第 3	監査の対象及び趣旨	1
1	監査の対象	
2	監査の趣旨	
第 4	監査の期間	1
第 5	監査を実施した委員	1
第 6	監査委員の除斥	1
第 7	監査の着眼点	2
1	議会事務局関係	
2	会派及び議員関係	
第 8	監査の実施	2
1	担当部課等	
2	調査の実施	
第 9	監査の結果	3
第 10	意見	3
第 11	調査概要	8
資	料	15
	・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項まで	
	・ 鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）	
	・ 鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 30 号）	
	・ 鎌倉市議会基本条例（平成 26 年条例第 25 号）第 10 条	

平成 28 年度行政監査 監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 2 監査のテーマ

政務活動費について

第 3 監査の対象及び趣旨

1 監査の対象

鎌倉市議会議員に対する政務活動費の交付に係る事務

2 監査の趣旨

政務活動費については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づいて、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 25 年条例第 38 号）及び鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 30 号）が制定され、これらにより議員に交付されている。

また、鎌倉市議会基本条例（平成 26 年条例第 25 号）を定め、会派又は議員は政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとすることを規定している。

本監査においては、政務活動費の交付に関する事務手続が条例、規則に基づいて適正に行われているか、また、政務活動費の支出が条例等に定める使途基準に沿った公正かつ適正なものとなっているかを主眼に検証することを目的とした。

第 4 監査の期間

平成 29 年 1 月 5 日（木）から平成 29 年 3 月 27 日（月）まで

第 5 監査を実施した委員

鎌倉市監査委員 八 木 隆太郎
同 長 嶋 竜 弘

第 6 監査委員の除斥

長嶋竜弘監査委員は、議会選出の監査委員であるが当該監査対象期間中の政務活動費について受領していないことから、地方自治法第 199 条の 2 に規定する直接の利害関係がないと認められるため、除斥としない。

第7 監査の着眼点

1 議会事務局関係

- (1) 政務活動費の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 政務活動費交付要綱等は整備されているか。
- (3) 政務活動費の交付目的及び対象事業の内容は明確か、また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 政務活動費の補助に関する指令等の内容は明確か。
- (5) 政務活動費の額算定、交付方法、時期、決裁権者等の手続などは適切か。
- (6) 政務活動費の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (7) 会派及び議員への補助に係る指導監督は適切に行われているか。

2 会派及び議員関係

- (1) 交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 政務活動費交付申請書の提出及び政務活動費の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 政務活動費の対象とならないものに流用されていないか。
- (4) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 収支報告は適正に行われているか、また、残余に伴う返還金の返還時期等は適切か。

第8 監査の実施

1 担当部課等

議会事務局

2 調査の実施

(1) 監査対象事務

監査の実施に当たっては、平成28年度分が執行の途中であることに鑑み、平成27年度に交付された政務活動費に係る事務とした。ただし、必要があると認めるときは、他の年度にも及ぶものとした。

(2) 書類調査

政務活動費の交付については、これを所管する議会事務局に対し、関連するすべての書類の提出を求め、監査対象の基礎情報を把握するための調査を実施した。

書類調査では、政務活動費交付申請書、政務活動費交付決定額通知書、政務活動費収支報告書及び領収書等、精算命令、精算戻入、鎌倉市議会政務活動費運用マニュアル（平成25年4月作成）、鎌倉市議会政務活動費レポートNo.1（平成26年1月作成）などについて調査した。

(3) 聴き取り調査

次により、監査委員による聴き取り調査を実施した。

ア 日時

平成29年1月23日（月） 午前9時30分から10時30分まで

イ 場 所

823 会議室

ウ 聴き取り対象者

議会事務局

議会事務局長、事務局次長、次長補佐兼庶務担当担当係長、事務職員

第 9 監査の結果

政務活動費は、地方議会やその議員の調査活動の充実強化を図るために制度化されたものである。

近年、一部の地方議員による政務活動費の不適正使用に端を発し、市民の関心が高まり、適正な執行や透明性の確保がより一層求められている。

もとより、政務活動費は、市政に関する議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費であり、公費からの執行であることから、真に必要な経費の支出に努めなければならないことは言うまでもない。

今回の監査の結果、本市においては、支出事務については、条例、施行規則に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、精算事務において、返還額が生じた場合に議会事務局職員が各議員から現金を預かり返納しているとのことであった。本来は、返納通知書により各議員が金融機関で返納すべきものである。政務活動費は前渡資金でなく概算払の補助金であり、現金出納員の任命もされていないため、議会事務局職員が現金を取り扱うことはできないことから、この点について改善を求めるものである。

また、政務活動費の使用に関し、以下「意見」として述べることも念頭におかれ、今後も支出内容を適正なものとするため、各議員、議会事務局共に努力されることを望むものである。

第 10 意見

1 条例について

平成 24 年の地方自治法改正時、政務調査費が政務活動費に変更された際に、

ア 交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」とした。

イ 政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとした。

ウ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとした。

本市では、政務活動費を「鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいて議員に交付しているが、当該条例の第 1 条（趣旨）において、「この条例は、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、鎌倉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」とだけ規定されており、透明性の確保について記している地方自治法第 100 条第 16 項の規定に触れていない。

このことについて議会事務局は、当時開催された各派代表者会議において、

ア 領収書の写しの全件添付を条例に規定していること。

イ 領収書の添付方法をマニュアルに記載し、情報公開請求者が内容を確認しやす

くなっていること。

ウ 議長の議会事務統理権及び議会代表権により透明性の確保に努めていること。

等の理由により透明性の確保はなされているため、条例記載はしていないとのことであった。

しかしながら、平成 24 年 11 月の全国市議会議長会「政務活動費の交付に関する参考条例等検討委員会報告書」における条例の参考例では、その趣旨は「地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき」となっている。また、政務活動費を交付していない三浦市を除いた神奈川県下 18 市で、条例の中に政務活動費の使途の透明性に努めることに触れていないのは鎌倉市だけであることから、政務活動費の使途の透明性の確保について、条例に規定されるよう検討を望むものである。

2 按分について

政務活動費を使用するに当たり、その支出のすべてを当該活動費として充当するかどうかは個々の考え方によるところである。これについては、各議員に配付してある「鎌倉市議会政務活動費運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に按分の指針として、次の 3 項目を記載している。

(1) 按分の考え方

会派及び議員の活動は、市政に関する調査研究活動以外に政党活動や後援会活動等多岐に渡っており、他の活動が混在し明確に区分することが困難な場合もあります。

このようなことから、活動に要した費用の全額に対して、政務活動費を充当することが不適當な場合は、政務活動に要した分を合理的に説明できる割合を定めて支出することが必要です。

(2) 按分の割合

按分割合は、按分を要する事例やその比率等会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、一律に比率を示すことが困難であり、政務活動費を受けた会派及び議員の責任において、運用基準やその比率を定めるなど、活動実態に応じた合理的な説明ができる割合を用いるものとします。

(3) 領収書等証拠書類への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、充当する支出額を明確にするため、政務活動費会計帳簿及び領収書等を貼付した用紙に、按分割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとします。

今回の調査において、ガソリン代は、議員個々により充当していない議員や、4 分の 1 充当、3 分の 1 充当、2 分の 1 充当をしている議員など様々であった（別表 4、5 参照）。新聞購読費についても充当していない議員や、1 紙分の 3 分の 2 充当、1 紙分の全額充当、2 紙分の全額充当など様々であり（別表 4 参照）、事務所費については、その費用を共同で使用している人数で除した額をそれぞれの議員が全額充当し、活動内容での按分がされていないものも見受けられた。その他、携帯電話、パソコンリース代、広報紙の作成配布費用などにおいても議員それぞれの考え方で充当が行われていた。

また、領収書に充当割合を付記しているものや、最終的な合計額に充当割合を乗じているものまで、計算方法にも差異が見受けられた。

マニュアルに反してはいないが、運用に際し議員個々が判断する要素が多いため、同じ事例でも充当の按分割合が様々であり、運用に統一性がないと考えるところである。このことから、誰もが統一的な判断により運用がなされるよう、より具体的な解釈運用基準の作成について検討されたい。

3 領収書等について

政務活動費の収支報告書には、政務活動費の支出に係る領収書の写し等の証拠書類を添付することとなっている。マニュアルにおいては領収書に関する注意事項として、宛名、内容、金額、領収日、発行者名がきちんと記載され、必要な場合の収入印紙が貼付されているものと記されている。また、この領収書に代えられるものとして、レシート、ATM利用明細書、銀行の振込受領書、郵便局振込票兼領収書、銀行等の口座振替、各種カードの口座引落とし、支払証明となっており、それぞれにおける注意点が記載されている。

今回、報告された領収書等のコピーを確認したところ、内容において「文具類」や「書籍」とのみ記載されている領収書に、自書と思しきもので名称が記載されている領収書が多数見受けられた。また、書籍については、政務活動に該当するものと単に議員としての教養や視野を広げるための目的のものとの区別がつかないため、書籍名の記載はもとより、場合によっては書籍の内容やどのような調査研究等の参考とするための資料であるか、その用途を報告書に記載することも必要であると考えるところである。

その他、給油量が記載されていないガソリン代の領収書、印刷部数が記載されていない広報紙関係の印刷代領収書、タウンニュースの意見広告用領収書やヤフーのプレミアム会員費と思しき料金の引落としなども見受けられた。

昨今はクレジット払いなど支払方法が多様化しており、通帳のコピーや毎月のクレジット明細のコピーが添付されているが、添付されたものが個人情報の保護のために個人情報部分を黒塗りしたものであり、これでは本人のものであるかどうかの区別もつきにくい。

いずれにしても、領収書等については、報告書の内容が明確となるような書類の添付を指導するとともに、精算の際の確認を確実に実施していただきたい。

4 交通費の考え方について

政務活動費における交通費については、支払証明書による運賃の中で、ICカードの使用によるものと、現金で切符を購入したものが混在しており、議員個々により、その算出が様々であった（別表4参照）。同一の研修に参加した複数の議員の報告書において、同区間にもかかわらず異なった料金で計上されているものも見受けられ、運用に統一性がないと考えるところである。このことから、統一的な運用がなされるよう検討を望むものである。

また、交通費の中のガソリン代については、マニュアルにおいて「自家用車を使用した場合」の注意事項として「自家用車のガソリン代を支出する場合には、政務活動以外の目的でも使用しているため、走行距離等に基づきガソリン代を按

分する等、その支出額の根拠を示してください。」と記されている。

この意味は、自家用車を使用した際は、政務活動を行う際の交通手段として何キロメートルの使用をしたか、これにかかったガソリン代が概算で幾らであるか算出根拠を示したうえで政務活動費として計上すると解するところである。

しかしながら、ガソリン代を政務活動費として使用している全ての報告書において、走行距離はもとより、按分率の根拠を示しているものは1件もなかった。他市においては走行距離1キロメートルにつき37円というように具体的に基準を示しているケースもある。今後、マニュアルなどにおいて、具体的な基準を示すことも検討されたい。

5 ポイントの取扱について

今回、領収書等を調査する中で、かなりの頻度で見受けられ、今後問題となるのではないかと思われるものに「ポイント制度」がある。現在各種のポイントが、クレジットカード会社、ガソリンスタンド、携帯電話会社、家電量販店、書店、商店会などでそれぞれのポイント制度により運用されており、そのサービス内容も「現金割引」「景品との交換」など様々である。

マニュアルではポイントについて「取得した場合には政務活動費に該当する支出に充当することが望ましい」と記されているが、取扱に決まりはなく、現在は議員各自の判断で自主的に使用しないようにしている者から、現金割引を反映させている者まで様々である。ポイントについても今後、マニュアルなどにおいて取扱についての統一的な見解を示すなど検討を望むものである。

6 口座の一元化について

本市における政務活動費は、それぞれの指定口座に振り込まれた後、各議員が自由に使用している。

今回の監査は報告された領収書をすべて確認しながら行ったが、口座引落としなどについては、政務活動費以外の部分を黒塗りにした通帳のコピーなどでの確認となるため、非常に分かりにくかった。

マニュアルにおいては、政務活動費専用の口座を開設することとしているため、この政務活動費が振り込まれた口座を最大限利用して、口座引落としは、その口座からに限定し、他の支出についてはその都度（若しくは1週間単位程度）出金の手続きをし、報告書には領収書等と共にその通帳全ページのコピーの添付を義務付けるなど口座の一元化についての検討を望むものである。

また、預金利息についても返還を求めるようにすれば、より透明性が高まるものと考えるところである。預金利息の返還については浦安市、姫路市、岡山市、市川市、倉敷市、高槻市などでも実施されており、口座の一元化とあわせ検討願いたい。

7 政務活動費の交付回数等について

政務活動費の交付については、現在、申請を行った会派又は議員に対し、4月末日までに当該年度の年間分を一括で交付することとしている。これは、平成17年度に議会運営検討会の結論を受け、鎌倉市議会の総意として決定されたものであり、この時からすでに10年余り経過している。

神奈川県下 18 市（政務活動費を交付していない三浦市を除く。）の中で、年間分を一括で交付している市は、本市を含めて 5 市だけであり（別表 3 参照）、本市においては、政務活動費について議員 26 名のうち 2 名が申請をせず、10 名が交付された全額を使用せずに残余分を返還している実状がある。このことから、交付を年 2 回とすることや実際に使用した金額での申請・交付についても前述の口座の一元化とともに検討されることを望むものである。

また、政務活動費の支出の報告については、年度終了後まとめてではなく、できれば月毎、長くとも四半期毎など報告の回数を増やし、政務活動後、早期に報告を受けることも検討していただきたい。

長い間見直しが行われていないことから、申請、交付等の時期も含めた手続方法について検討を望むものである。

8 研修の充実について

現在の市議会議員は、平成 25 年 5 月に改選を行っている。現在のマニュアルは平成 25 年 4 月に作成されたものであり、政務活動費に対する研修は、これをもとに平成 26 年 1 月に、当時の議会事務局庶務担当の係長が講師として 1 度研修を行っている。そのときの参加議員は、3 期目が 2 名、1 期目が 5 名の計 7 名であり、他の議員は参加していない。マニュアルが作成された時期からみても、それ以前に現在の政務活動費についての研修が行われたとは考えられない。

政務活動費は、その性質上、使用に際し主観の入る要素が大きいものであるため、議員の自主性を重んじることは理解できることである。であるからこそ、できる限りの客観性を保つために、各議員に対し同レベルの研修を随時実施し、議会事務局の意向との意思統一を図る努力が必要であると考えます。

この観点から、議員及び議会事務局職員合同の研修機会を設け、勉強会のような方式で相互に意見を出し合うことにより、意思統一が図られることを期待するところであり、その際の意見を踏まえた上で、マニュアル等について今後も必要に応じた見直しが行われていくことを望むものである。

第11 調査概要

1 政務活動費に関する手続の流れ

地方自治法の規定に基づき、条例及び施行規則が制定されている。

この条例により、鎌倉市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し、月当たり5万円、年間分60万円が一括で交付されている。

主な流れは次のとおりである。

- ア 政務活動費交付申請書の提出（4月：議員から議長を経由し市長へ）
- イ 政務活動費交付決定通知書（4月：市長から議員へ）政務活動費交付決定額通知書（4月：市長から議長へ）
- ウ 財務会計システムで1年分の交付額の支出負担行為伺（概算払）→支出命令し口座振込（4月末）
- エ 政務活動費収支報告書の提出（翌年4月末：議員から市長・議長へ）
- オ 議会事務局による様式審査にて金額を確定
 - ※金額誤り等があれば議員に伝え本人が修正
- カ 財務会計システムで精算（戻入の場合は議員から現金で預かり）
- キ ホームページで一覧表を公開・行政資料コーナーに領収書等すべての文書の写しを配架（6月頃）

2 政務活動費支出額について

別表1 平成27年度 政務活動費支出明細表

No.		調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	実費ベース計	概算払額	返還額	支出率
1	日本共産党 (赤松・吉岡)		141,692	1,011,283	13,300			2,700	21,330		29,728	1,220,033	1,200,000	0	100.00%
2	池田 実	122,622	57,104	150,120					228,032		110,226	668,104	600,000	0	100.00%
3	上島 寛弘	56,332	80,000	44,886		26,270	47,634	1,220	41,848		308,346	606,536	600,000	0	100.00%
4	大石 和久	40,588		146,894	149,528	620		5,400	40,308		53,820	437,158	600,000	162,842	72.86%
5	岡田 和則			326,154				4,298	190,956		113,974	635,382	600,000	0	100.00%
6	河村 琢磨	34,841	30,962					51,176	151,540		56,411	324,930	600,000	275,070	54.16%
7	久坂 くにえ	62,740	45,650		248,744				150,943		45,720	553,797	600,000	46,203	92.30%
8	千 一			885,000								885,000	600,000	0	100.00%
9	高橋 浩司	105,321									509,466	614,787	600,000	0	100.00%
10	竹田 ゆかり	500	122,220	297,503			2,000		43,980		74,685	540,888	600,000	59,112	90.15%
11	中澤 克之	576,630							71,742			648,372	600,000	0	100.00%
12	永田 磨梨奈	54,448		546,545	39,433			4,934				645,360	600,000	0	100.00%
13	中村 聡一郎	24,604		8,896					114,043		27,453	174,996	600,000	425,004	29.17%
14	西岡 幸子	7,808	84,180	120,400				5,400	54,768		50,918	323,474	600,000	276,526	53.91%
15	納所 輝次	34,474		123,018				5,400	59,708		66,470	289,070	600,000	310,930	48.18%
16	日向 慎吾			578,558	18,246				5,292			602,096	600,000	0	100.00%
17	保坂 令子	89,808	10,800	87,971				1,094	68,690		335,915	594,278	600,000	5,722	99.05%
18	前川 綾子	75,385	36,854	104,368					17,000			233,607	600,000	366,393	38.93%
19	松中 健治	38,122	21,600	174,088	111,142	23,950			175,901		81,924	626,727	600,000	0	100.00%
20	三宅 真里	152,661	9,288	65,016	1,314				43,406		327,552	599,237	600,000	763	99.87%
21	山田 直人	147,481	437,378	4,844					11,137			600,840	600,000	0	100.00%
22	渡邊 昌一郎	337,864	25,000	61,117	21,891				18,600		196,915	661,387	600,000	0	100.00%
23	渡辺 隆			489,195	69,778				39,888		6,823	605,684	600,000	0	100.00%
	計	1,962,229	1,102,728	5,225,856	673,376	50,840	49,634	81,622	1,549,112	0	2,396,346	13,091,743	14,400,000	1,928,565	86.61%
	比率	14.99%	8.42%	39.92%	5.14%	0.39%	0.38%	0.62%	11.83%	0.00%	18.30%	100.00%	(10人返還)		

*長嶋竜弘議員、小野田康成議員は、政務活動費の交付申請を行っていません。

この表は、鎌倉市議会ホームページに載せているものをそのまま記載したものである。

ホームページでは領収書などは載せておらず、「※さらに詳しい資料（領収書等の写し）は、行政資料コーナー（市役所本庁舎3階）で閲覧していただけます。」となっている。

別表2 政務活動費支出額（平成25～27年度）

氏名	25年度				26年度				27年度			
	実費ベース計	概算払額	返還額	支出率	実費ベース計	概算払額	返還額	支出率	実費ベース計	概算払額	返還額	支出率
日本共産党 (赤松・吉岡)	1,150,348	1,050,000	0	100.00%	1,238,328	1,200,000	0	100.00%	1,220,033	1,200,000	0	100.00%
高橋 浩司	634,451	525,000	0	100.00%	637,771	600,000	0	100.00%	614,787	600,000	0	100.00%
永田磨梨奈	239,008	525,000	285,992	45.53%	488,067	600,000	111,933	81.34%	645,360	600,000	0	100.00%
日向 慎吾	167,992	525,000	357,008	32.00%	311,231	600,000	288,769	51.87%	602,096	600,000	0	100.00%
河村 琢磨	271,617	525,000	253,383	51.74%	582,396	600,000	17,604	97.07%	324,930	600,000	275,070	54.16%
久坂くにえ	545,001	525,000	0	100.00%	619,078	600,000	0	100.00%	553,797	600,000	46,203	92.30%
中村聡一郎	483,567	525,000	41,433	92.11%	218,580	600,000	381,420	36.43%	174,996	600,000	425,004	29.17%
渡辺 隆	509,187	525,000	15,813	96.99%	611,116	600,000	0	100.00%	605,684	600,000	0	100.00%
大石 和久	407,623	525,000	117,377	77.64%	517,298	600,000	82,702	86.22%	437,158	600,000	162,842	72.86%
西岡 幸子	379,883	525,000	145,117	72.36%	383,413	600,000	216,587	63.90%	323,474	600,000	276,526	53.91%
納所 輝次	439,072	525,000	85,928	83.63%	589,534	600,000	10,466	98.26%	289,070	600,000	310,930	48.18%
池田 実	1,129,326	525,000	0	100.00%	709,791	600,000	0	100.00%	668,104	600,000	0	100.00%
前川 綾子	686,294	525,000	0	100.00%	1,104,710	600,000	0	100.00%	233,607	600,000	366,393	38.93%
山田 直人	505,889	525,000	19,111	96.36%	203,707	600,000	396,293	33.95%	600,840	600,000	0	100.00%
上島 寛弘	683,781	525,000	0	100.00%	646,099	600,000	0	100.00%	606,536	600,000	0	100.00%
中澤 克之	746,025	525,000	0	100.00%	772,327	600,000	0	100.00%	648,372	600,000	0	100.00%
保坂 令子	452,881	525,000	72,119	86.26%	600,631	600,000	0	100.00%	594,278	600,000	5,722	99.05%
三宅 真里	495,153	525,000	29,847	94.31%	590,872	600,000	9,128	98.48%	599,237	600,000	763	99.87%
岡田 和則	552,597	525,000	0	100.00%	370,934	600,000	229,066	61.82%	635,382	600,000	0	100.00%
千 一	810,000	525,000	0	100.00%	852,000	600,000	0	100.00%	885,000	600,000	0	100.00%
竹田ゆかり	609,861	525,000	0	100.00%	610,446	600,000	0	100.00%	540,888	600,000	59,112	90.15%
松中 健治	628,029	525,000	0	100.00%	669,556	600,000	0	100.00%	626,727	600,000	0	100.00%
渡邊昌一郎	482,188	525,000	42,812	91.85%	653,041	600,000	0	100.00%	661,387	600,000	0	100.00%
計	13,009,773	12,600,000	1,465,940	88.37%	13,980,926	14,400,000	1,743,968	87.89%	13,091,743	14,400,000	1,928,565	86.61%
返却	(12人返還)				(10人返還)				(10人返還)			

*平成25年度は、5月15日～3月31日分になるため、1人当たりの概算払額が他年度と異なる。

3 各市の政務活動費交付状況について

別表3 神奈川県下各市の政務活動費交付状況

	1人当たり 年間交付上限額	交付回数	現職 議員数	人 口	市民1人当たり 年間負担上限額
横浜市	6,600,000円	年12回	86人	3,732,092人	152円
川崎市	5,400,000円	年12回	60人	1,491,012人	217円
相模原市	1,200,000円	年2回	46人	721,566人	77円
横須賀市	1,668,000円	年2回	40人	403,565人	165円
平塚市	600,000円	年1回	28人	258,159人	65円
藤沢市	960,000円	年4回	36人	427,044人	81円
小田原市	780,000円	年2回	28人	193,279人	113円
茅ヶ崎市	480,000円	年2回	28人	240,123人	56円
逗子市	240,000円	年1回	18人	57,591人	75円
三浦市	支給なし		13人	44,516人	
秦野市	420,000円	年2回	24人	166,607人	61円
厚木市	720,000円	年2回	28人	225,562人	89円
大和市	420,000円	年1回	28人	234,182人	50円
伊勢原市	240,000円	年2回	21人	101,831人	49円
海老名市	216,000円	年2回	22人	130,680人	36円
座間市	198,000円	年2回	21人	128,817人	32円
南足柄市	120,000円	年1回	16人	42,870人	45円
綾瀬市	150,000円	年2回	20人	84,406人	36円
鎌倉市	600,000円	年1回	26人	172,294人	91円

※ 平塚市はこのほかに、海外視察をした場合には上限1人240,000円交付。

※ 現職議員数、人口は神奈川県ホームページより転記。

※ 現職議員数は平成28年4月22日現在、人口は平成28年12月1日現在のものである。

4 各種按分率表

別表4 主な按分表

ガソリン代	鉄道等運賃	携帯電話料金	新聞購読料	注
計上無	計上無	計上無	計上無	
1/4	計上無	1/4	計上無	
1/4	計上無	1/4	計上無	
計上無	計上無	1/4	計上無	
1/4	○ I C	1/4	2紙購読中1紙分の2/3を計上	
1/4	× I C	1/4	2紙購読分100%計上	注1
1/4	計上無	1/4	3紙購読中1紙分の全額を計上	注2
計上無	計上無	1/3	1紙購読分全額を計上	
1/2	計上無	1/2	1紙購読分全額を計上	
1/3	計上無	計上無	1紙購読分全額を計上	
1/2	○ I C	1/4	2紙購読分全額を計上	
計上無	○ I C	計上無	1紙購読分全額を計上	注3
計上無	○ I C	計上無	計上無	
計上無	○ I C	計上無	計上無	
1/2	× I C	1/3	1紙購読分全額を計上	注4
計上無	○ I C	1/2	計上無	
計上無	計上無	計上無	1紙購読分全額を計上	
計上無	○ I C	計上無	計上無	
計上無	計上無	計上無	2紙購読合計の1/2計上	
計上無	計上無	計上無	計上無	
計上無	× I C	計上無	1紙購読分全額を計上	注5
1/2	× I C	1/2	計上無	
1/2	○ I C	1/2	計上無	

※「電車」欄の「○ I C」は、I C運賃での計上、「× I C」は、切符運賃での計上である。

注1 3紙購読中の2紙計上とあるが、3紙目の領収書の添付がないため、実際に購読しているかどうかは不明。

注2 3紙分の一括領収書から、1紙分のみ計上しているが、残り2紙のうち1紙は、小学生新聞。

注3 2紙購読中の1紙計上とあるが、2紙目の領収書の添付がないため、実際に購読しているかどうかは不明。

注4 1紙は他政党の新聞購読を全額計上。

注5 4紙購読中の1紙計上とあるが、他の3紙の領収書の添付がないため、実際に購読しているかどうかは不明。

別表5 平成27年度 政務活動費におけるガソリン代調べ

按分割合	計上費目	総給油量 (ℓ)	給油 回数 (回)	支払 実額 (円)	平均 単価 (円)	計上額 (円)	政務活動 費に対す る割合	注
1/4	調査研究費	1,507.00	40	191,836	127.3	47,959	7.8%	
1/2	調査研究費	700.78	30	89,506	127.7	44,753	6.8%	
1/2	事務所費	629.91 + α	32	82,761	128.5	41,570	6.9%	注1
1/2	調査研究費	672.81	23	80,781	120.1	40,388	9.2%	
1/2	調査研究費	588.41	22	68,960	117.2	34,474	11.9%	
1/4	調査研究費	886.12	21	106,509	120.2	26,621	8.2%	
1/4	調査研究費	639.09 + α	35	100,781	128.5	25,188	3.9%	注2
1/4	調査研究費	560.08	20	70,010	125.0	17,496	10.0%	
1/4	広聴費	357.68 + α	17	48,955	128.2	12,234	2.2%	注2
1/3	調査研究費	172.30	7	23,430	136.0	7,808	2.4%	
1/2	要請・陳情活動費	70.01 + α	6	14,780	126.0	7,390	1.2%	注2

※ ガソリンの種類は、レギュラー、ハイオクが混在しており、平均単価をそのまま比較はできない。

※ 計上額は個別の積み上げであるため、必ずしも支払実額に按分割合を乗じたものではない。

※ 遠隔地視察等に伴うレンタカーなどのガソリン代については、特別用途となるため表に記していない。

注1 レシートのかすれにより給油量が分からないものがあつたため、総給油量及び平均単価はそれを除いての計算である。

注2 給油量が記されていないレシート（領収書）も混在していたため、総給油量及び平均単価はそれを除いての計算である。

資 料

地方自治法

地方自治法（政務活動費に関する規定）

第 100 条

- 1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 1 5 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 1 6 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、鎌倉市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、鎌倉市議会における会派（2 人以上の議員によって構成され、議長に対し会派結成届を提出して受理されたものをいう。以下同じ。）又は議員に対して交付する。

2 前項の規定による会派に対する政務活動費の交付は、当該会派に属する議員（以下「所属議員」という。）の全てが会派に対する政務活動費の交付を受けることに同意した場合に限り行うものとする。

（交付額）

第 3 条 政務活動費の額は、会派に対して交付する場合は 1 月当たり 50,000 円に所属議員の人数を乗じて得た額とし、議員に対して交付する場合は 1 月当たり 50,000 円とする。

2 月の途中で政務活動費の交付を受ける会派が結成され、若しくは解散され、又は所属議員の人数が月の途中で変更された場合における当該会派の当該月の政務活動費の額は、所属議員 1 人につき 50,000 円に別表第 1 に掲げる所属議員としての在職日数の区分に応じ、同表に定める交付割合等を乗じて得た額とする。

3 月の途中で政務活動費の交付を受ける議員となり、又は政務活動費の交付を受ける議

員でなくなった場合における当該議員の当該月の政務活動費の額は、50,000円に別表第1に掲げる政務活動費の交付を受ける議員としての在職日数の区分に応じ、同表に定める交付割合等に乗じて得た額とする。

(交付申請)

第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、規則で定めるところにより、議長を経由して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、規則で定めるところにより、その決定した内容を当該申請をした会派の代表者又は議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとする。

(交付方法)

第6条 市長は、当該年度に属する月分の政務活動費を4月末日までに交付するものとする。ただし、各年度の初日後に、政務活動費の交付を受ける会派を結成し、若しくは政務活動費の交付を受ける議員となり、第4条の規定による申請により交付する場合又は第8条第1項の規定による申請により交付すべき額を増額する場合にあっては、当該申請があった日から30日以内に交付するものとする。

(変更の届出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派（以下「交付会派」という。）の代表者又は政務活動費の交付を受けた議員（以下「交付議員」という。）は、第4条の規定による申請を行った後、当該申請に係る内容に変更が生じた場合は、規則で定めるところにより、議長を経由して市長に届け出なければならない。

(変更の交付申請及び交付決定)

第8条 交付会派の代表者又は交付議員は、前条に規定する場合において、既に交付決定された額を変更する必要があるときは、規則で定めるところにより、当該額の変更について議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第9条 交付会派又は交付議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表第2のとおりとする。

2 交付会派は、当該会派の代表者が適当と認める会派としての政務活動に当該政務活動費を充てるものとする。

(経理担当者)

第10条 交付会派の代表者は、経理担当者（所属議員に限る。）を置かなければならない。この場合において、交付会派の代表者が経理担当者を兼ねることを妨げない。

(収支報告)

第11条 交付会派の代表者又は交付議員は、規則で定めるところにより政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該交付を受けた年度の翌年度の4月末日までに市長及び議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付会派の代表者又は交付議員は、交付会派が解散した場合又は交付議員が議員でなくなり若しくは交付会派に所属した場合は、当該事実が生じた

日以後 14 日以内に、収支報告書を市長及び議長に提出しなければならない。

3 前2項に規定する市長への収支報告書の提出は、政務活動費の支出に係る領収書の写し等の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付して行うものとする。

4 市長及び議長は、前3項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類を当該政務活動費の交付に係る年度の終了する日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（会計帳簿等の整理保管）

第 12 条 交付会派の経理担当者又は交付議員は、政務活動費の収入及び支出についての会計帳簿を調製するとともに、支出に係る領収書等の書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費の交付を受けた年度の終了する日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（交付金の返還）

第 13 条 交付会派の代表者又は交付議員は、当該交付を受けた政務活動費の額から、当該交付に係る期間における経費に政務活動費を充てた額を控除して残余がある場合は、当該年度の翌年度の4月末日までに、当該残余の額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により、既に交付を受けた政務活動費の額を減ずる決定を受けた交付会派の代表者又は交付議員は、当該決定を受けた日から5日以内に当該減額分を返還しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、交付会派の代表者は、交付会派を解散した場合において、第8条第2項の規定により決定を受けた交付額から、当該会派が解散した日までの間における経費に政務活動費を充てた額を控除して残余があるときは、当該残余の額を当該会派が解散した日以後 14 日以内に市長に返還しなければならない。

4 前項の規定は、交付議員が議員でなくなり又は交付会派に所属した場合について準用する。この場合において、同項中「当該会派が解散した日」とあるのは、「当該議員が議員でなくなり又は交付会派に所属した日」と読み替えるものとする。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1（第 3 条）

在職日数	交付割合等
28 日以上	100 / 100
21 日以上 27 日以下	75 / 100
11 日以上 20 日以下	50 / 100
4 日以上 10 日以下	25 / 100
3 日以下	0

別表第2（第9条）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に必要な交通費、宿泊費、自動車の借上げに係る費用、調査委託費等の経費
研修費	研修会を開催するために必要な、講師謝礼、交通費、宿泊費、印刷製本費、会場の施設に係る費用等の経費又は団体等が開催する研修会への参加に係る費用等の経費
広報費	会派若しくは議員の活動又は市政について市民へ報告し周知するために必要な印刷製本費、通信費、会場の施設に係る費用等の経費
広聴費	市民からの市政又は会派若しくは議員の施策に対する要望、意見等を聴取するために必要な印刷製本費、通信費、会場の施設に係る費用等の経費
要請・陳情活動費	要請又は陳情を行うために必要な交通費、宿泊費、印刷製本費等の経費
会議費	各種会議を開催するために必要な交通費、宿泊費、印刷製本費、会場の施設に係る費用又は団体等が開催する各種会議への参加に係る費用等の経費
資料作成費	会派又は議員の活動に必要な資料の作成に要する印刷製本費、翻訳に係る費用、事務機器のリースに係る費用等の経費
資料購入費	会派又は議員の活動に必要な図書又は資料等の購入費、資料の複写に係る費用等の経費
人件費	会派又は議員の活動を補助する職員を雇用するために必要な経費
事務所費	会派又は議員の活動に必要な事務所の設置又は管理に要する賃借料、維持管理費、備品又は事務機器のリースに係る費用等の経費

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付申請）

第2条 条例4条の規定による申請は、政務活動費交付申請書（第1号様式）により、毎年4月7日までにを行うものとする。ただし、各年度の初日後に結成した会派が政務活動費の交付を受けようとする場合にあつては当該会派を結成した日から7日以内に、各年度の初日後に議員となった者又は政務活動費の交付を受ける会派を脱会した議員が政務活動費の交付を受けようとする場合にあつては議員となった日又は当該会派を脱会した日から7日以内に、行うものとする。

(交付決定通知)

第3条 条例第5条（条例第8条第2項において準用する場合を除く。）の規定による通知は、会派の代表者又は議員に対しては政務活動費交付決定通知書（第2号様式）により、議長に対しては政務活動費交付決定額通知書（第3号様式）により、前条に規定する申請があった日から10日以内に行うものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条の規定による届出は、政務活動費申請内容変更届（第4号様式）により速やかに行うものとする。

(変更の交付申請及び交付決定)

第5条 条例第8条第1項の規定による申請は、政務活動費変更交付申請書（第5号様式）により、条例第7条に規定する変更が生じた日から7日以内に行うものとする。

2 条例第8条第2項において準用する条例第5条の規定による通知は、交付会派の代表者又は交付議員に対しては政務活動費変更交付決定通知書（第6号様式）により、議長に対しては政務活動費変更交付決定額通知書（第7号様式）により行うものとする。

(収支報告書)

第6条 条例第11条に規定する収支報告は、政務活動費収支報告書（第8号様式）により行うものとする。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

鎌倉市議会基本条例

鎌倉市議会基本条例（政務活動費に関する規定）

(政務活動費の活用等)

第10条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、地方自治法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究等を行うものとする。

2 会派又は議員は、鎌倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月条例第38号）に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。